

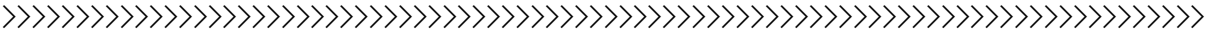


YAMAUCHI パテント NEWS

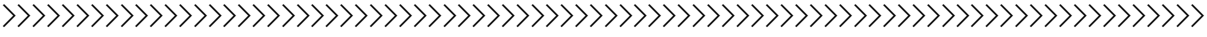
VOL. 45

////// ニュースの目次 //////////////////////////////////////

- 1. 法人化のお知らせ
- 2. プロダクト・バイ・プロセス・クレーム事件大合議判決



1. 法人化のお知らせ



クライアントの皆様

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当事務所は、平成25年4月1日に特許業務法人として新たに出発することになりました。

法人化することにより、事務所の継続性が高められるので、皆様のご信任にこれまで以上にお応えできることとなりました。今後より一層研鑽しつつ、より高い知財サービスを提供していきたいと考えております。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

敬具

特許業務法人 山内特許事務所
所長弁理士 山内 康伸

不可能または困難であるとの事情が存在する」か否かのチェックを行い、そのような事情がなければ不用意に製法特定を記載しないこと、また止むを得ず製法特定を記載するなら、「物の構造または特性により直接的に特定することが出願時において不可能または困難であるとの事情」の存在を確認し、明細書に書き込んでおくか、あるいは後（侵害訴訟等）で主張するときの根拠を残しておくべきでしょう。